

福岡医発第623号(地)

平成19年 7月13日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

保険者からの再審査等請求に係る返戻レセプトの表記について

標記の件につきまして、日本医師会並びに福岡県社会保険診療報酬支払基金より別紙のとおり通知がありました。

レセプト電算処理システムで提出された電子レセプトを、保険者はコード情報(CSV情報)で受領することが可能となっている現在、保険者が再審査等請求に当たり、独自にCSV情報から再審査用の紙レセプトを作成することが考えられます。

しかし、保険システムのメンテナンスが十分でない等の場合、医療機関が請求したレセプトが再現されない可能性があります。

支払基金では、このようなトラブルを避けるため、平成19年5月処理(4月診療)分のレセプトから、保険者に提供する画像(①CSV情報を画像にしたもの、②紙で提出されたレセプトを画像にしたもの)に支払基金が作成したレセプトである旨を標記するとともに、①については改ざん検知が可能な電子署名を表示することとなりました。

本件の連絡につきましては、福岡県社会保険診療報酬支払基金より各保険医療機関宛に平成19年6月処理における増減点連絡書とともに案内文書が発送されることとなっております。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



平成19年6月28日

福岡県医師会 御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金

保険者からの再審査等請求に係る返戻レセプトへの表記について

平素、支払基金の業務運営に対し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近時のIT化の進展に伴い、保険者においては、レセプトを画像化してコンピュータ管理するシステムが普及しつつあり、国からも、保険者がデータ管理に一定の条件を満たせば、画像を原本として扱うことができる旨の通知が発出されています。また、平成18年4月に請求省令等が改正され、保険医療機関からレセプト電算処理システムで支払基金に提出された電子レセプトを、保険者は原本であるコード情報（CSV情報）で受領することが選択できることとなりました。

一方、現時点では、保険者からの再審査等請求は電子レセプトであっても依然として紙によることとされています。支払基金は、保険者から要望がある場合には、CSV情報を画像化して見読性を担保するとともに、電子レセプト以外の紙で提出されたレセプトについても画像化して、希望する保険者に有償で提供しています。

今後は、保険者が再審査等請求に当たって、独自にCSV情報から再審査用の紙レセプトを作成することも考えられますが、保険者システムのメンテナンス等が不十分であったときなど、忠実にレセプトが再現されないことが起こりえます。そのため、支払基金では、後日の無用なトラブルを避ける趣旨から、支払基金が作成したレセプトと保険者が作成したレセプトとが容易に判別できるよう、平成19年5月処理（4月診療）分から、保険者に提供する画像に支払基金が作成したレセプトである旨を表記するとともに、改ざん検知が可能な電子署名を表示しています。また、紙レセプトの提供画像についても、保険者自らが作成した画像と区別するため、支払基金が作成した旨を表記し、レセプトの作成主体の明確化を図っています。

つきましては、今後、保険者からの申し出により、資格関係の誤りなどで返戻照会するレセプトの中には、別紙のとおり支払基金が作成した旨が表記されたレセプトがありますので、上記の事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、本件に関する貴会傘下の保険医療機関各位への連絡は、当基金から行うこととしますので申し添えます。



平成19年7月4日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

保険者からの再審査等請求に係る返戻レセプトの表記について

表記につきまして、6月27日付けで社会保険診療報酬支払基金本部から基金支部宛に文書が送付され、支払基金各支部より都道府県医師会および各保険医療機関宛に通知されることとなっておりますことをご連絡申し上げます。

レセプト電算処理システムで提出された電子レセプトを、保険者はコード情報（CSV情報）で受領することが可能となっている現在、保険者が再審査等請求に当たり、独自にCSV情報から再審査用の紙レセプトを作成することが考えられます。

しかし、保険システムのメンテナンスが十分でない等の場合、医療機関が請求したレセプトが再現されない可能性があります。

支払基金では、このようなトラブルを避けるため、平成19年5月処理（4月診療）分のレセプトから、保険者に提供する画像（①CSV情報を画像にしたもの、②紙で提出されたレセプトを画像にしたもの）に支払基金が作成したレセプトである旨を標記するとともに、①については改ざん検知が可能な電子署名を表示することとなりました。

本件の連絡につきましては、支払基金各支部より都道府県医師会に事前に連絡するとともに、各保険医療機関へは平成19年6月処理における増減点連絡書とともに案内文書が発送されることとなっております。

（別添資料）

（1）レセプト電子データ提供における作成主体の明確化に伴う医療機関等への連絡について（通知）（平19. 6. 27 基情発第56号 都道府県基金幹事長宛 基金本部情報管理部長名文書）

（2）都道府県医師会宛案内文書

（3）保険医療機関宛案内文書





基 情 発 第 5 6 号
平成19年6月27日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部情報管理部長
(公 印 省 略)

レセプト電子データ提供における作成主体の明確化
に伴う医療機関等への連絡について（通知）

レセプト電子データ提供において、基金が提供する画像データ等の作成主体の明確化を図るため、レセプト下部に基金が作成した旨を明示することについて、平成19年5月11日付け基情発第32号をもって通知したところですが、別途通知することとしていた本件に関する医療機関等への連絡については、下記のとおりとしたので、適切に対応されるよう配意願います。

記

1 連絡対象

すべての保険医療機関（医科及び歯科）及び保険薬局

2 都道府県医師会等への対応

別添1～3を参考に案内文書を作成し、都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会に事前に連絡すること。

3 医療機関等への対応

別添4～6を参考に案内文書を作成し、平成19年6月処理における増減点連絡書発送時に案内文書を同封の上、連絡すること。

なお、案内文書のみを郵送又は直接手交することとしても、差し支えないこと。

本件に関するお問合せ先

情報管理部 情報管理課

阿部（敏）、三條、小林（雅）

IP TEL （内線発信番号）+48+833～835

FAX. 03-8591-7493

平成19年〇月〇〇日

〇〇〇医師会 御中

〇〇〇社会保険診療報酬支払基金

保険者からの再審査等請求に係る返戻レセプトへの表記について

平素、支払基金の業務運営に対し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近時のIT化の進展に伴い、保険者においては、レセプトを画像化してコンピュータ管理するシステムが普及しつつあり、国からも、保険者がデータ管理に一定の条件を満たせば、画像を原本として扱うことができる旨の通知が発出されています。また、平成18年4月に請求省令等が改正され、保険医療機関からレセプト電算処理システムで支払基金に提出された電子レセプトを、保険者は原本であるコード情報（CSV情報）で受領することが選択できることとなりました。

一方、現時点では、保険者からの再審査等請求は電子レセプトであっても依然として紙によることとされています。支払基金は、保険者から要望がある場合には、CSV情報を画像化して見読性を担保するとともに、電子レセプト以外の紙で提出されたレセプトについても画像化して、希望する保険者に有償で提供しています。

今後は、保険者が再審査等請求に当たって、独自にCSV情報から再審査用の紙レセプトを作成することも考えられますが、保険者システムのメンテナンス等が不十分であったときなど、忠実にレセプトが再現されないことが起こりえます。そのため、支払基金では、後日の無用なトラブルを避ける趣旨から、支払基金が作成したレセプトと保険者が作成したレセプトとが容易に判別できるよう、平成19年5月処理（4月診療）分から、保険者に提供する画像に支払基金が作成したレセプトである旨を表記するとともに、改ざん検知が可能な電子署名を表示しています。また、紙レセプトの提供画像についても、保険者自らが作成した画像と区別するため、支払基金が作成した旨を表記し、レセプトの作成主体の明確化を図っています。

つきましては、今後、保険者からの申し出により、資格関係の誤りなどで返戻照会するレセプトの中には、別紙のとおり支払基金が作成した旨が表記されたレセプトがありますので、上記の事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、本件に関する貴会傘下の保険医療機関各位への連絡は、当基金から行うこととしますので申し添えます。

別紙

レセプトへの支払基金が作成した旨の表記について

支払基金が作成し保険者へ提供するレセプトの画像については、以下のとおりレセプト下部に支払基金が作成した旨を表記しています。

保険者が、再審査等請求に当たって、支払基金が提供した画像を印刷して紙レセプトを作成した場合、当該紙レセプトに表示されています。

1 電子レセプト

医療機関からレセプト電算処理システムにより支払基金に提出された電子レセプトの場合、次の文言及び電子署名を表記しています。

医療 費の 給 付	請求	580点	決定	580点	一部負担金額	円			
	①	点	点	点	円				
	②	点	点	点	円		※高額療養費	※公費負担点数①	※公費負担点数②
							円	点	点

この明細書は、社会保険診療報酬支払基金が、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトについて審査決定後、その請求情報に基づき作成したものです。 Ver00001b67c5c80ebc0a4eff71970661408401d

2 紙レセプト

医療機関からレセコン又は手書きにより作成し、支払基金に提出された紙レセプトの場合、次の文言を表記しています。

(1) 支払基金においてOCR装置で保険者別分類等を行った紙レセプト

医療 費の 給 付	請求	580	決定		一部負担金額	円			
	①								
	②						※高額療養費	円※公	点※公

この明細書は、社会保険診療報酬支払基金が、保険医療機関・保険薬局から提出された診療(調剤)報酬明細書について審査決定後、その請求情報に基づき作成したものです。

(2) 前(1)以外の紙レセプト

医療 費の 給 付	請求	580	決定		一部負担金額	円			
	①	点	点	点	円				
	②	点	点	点	円	※高額療養費	円	※公費負担点数	点

この明細書は、支払基金が、医療機関・薬局から提出された明細書について審査決定後、その請求に基づき作成したものです。

平成19年〇月〇〇日

保険医療機関（医科） 各位

〇〇〇社会保険診療報酬支払基金

保険者からの再審査等請求に係る返戻レセプトへの表記について

平素、支払基金の業務運営に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近時のIT化の進展に伴い、保険者においては、レセプトを画像化してコンピュータ管理するシステムが普及しつつあり、国からも、保険者がデータ管理に一定の条件を満たせば、画像を原本として扱うことができる旨の通知が発出されています。また、平成18年4月に請求省令等が改正され、保険医療機関からレセプト電算処理システムで支払基金に提出された電子レセプトを、保険者は原本であるコード情報（CSV情報）で受領することが選択できることとなりました。

一方、現時点では、保険者からの再審査等請求は電子レセプトであっても依然として紙によることとされています。支払基金は、保険者から要望がある場合には、CSV情報を画像化して見読性を担保するとともに、電子レセプト以外の紙で提出されたレセプトについても画像化して、希望する保険者に有償で提供しています。

今後は、保険者が再審査等請求に当たって、独自にCSV情報から再審査用の紙レセプトを作成することも考えられますが、保険者システムのメンテナンス等が不十分であったときなど、忠実にレセプトが再現されないことが起こりえます。そのため、支払基金では、後日の無用なトラブルを避ける趣旨から、支払基金が作成したレセプトと保険者が作成したレセプトとが容易に判別できるよう、平成19年5月処理（4月診療）分から、保険者に提供する画像に支払基金が作成したレセプトである旨を表記するとともに、改ざん検知が可能な電子署名を表示しています。また、紙レセプトの提供画像についても、保険者自らが作成した画像と区別するため、支払基金が作成した旨を表記し、レセプトの作成主体の明確化を図っています。

つきましては、今後、保険者からの申し出により、資格関係の誤りなどで返照会するレセプトの中には、別紙のとおり支払基金が作成した旨が表記されたレセプトがありますので、上記の事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願いいたします。

別紙

レセプトへの支払基金が作成した旨の表記について

支払基金が作成し保険者へ提供するレセプトの画像については、以下のとおりレセプト下部に支払基金が作成した旨を表記しています。

保険者が、再審査等請求に当たって、支払基金が提供した画像を印刷して紙レセプトを作成した場合、当該紙レセプトに表示されています。

1 電子レセプト

医療機関からレセプト電算処理システムにより支払基金に提出された電子レセプトの場合、次の文言及び電子署名を表記しています。

療 養 の 給 付	保 険 者 の 種 別	請 求 点 580	決 定 点 580	一部負担金額 円			
	①	点	点	円			
	②	点	点	円	※高額療養費 円	※公費負担点数① 点	※公費負担点数② 点

この明細書は、社会保険診療報酬支払基金が、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトについて
審査決定後、その請求情報に基づき作成したものです。 Ver00001b67c5c80ebc0a4ef71970661408401d

2 紙レセプト

医療機関からレセコン又は手書きにより作成し、支払基金に提出された紙レセプトの場合、次の文言を表記しています。

(1) 支払基金においてOCR装置で保険者別分類等を行った紙レセプト

療 養 の 給 付	保 険 者 の 種 別	請 求 点 580	決 定 点	一部負担金額 円			
	①						
	②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

この明細書は、社会保険診療報酬支払基金が、保険医療機関・保険薬局から提出された診療(調剤)報酬明細書について
審査決定後、その請求情報に基づき作成したものです。

(2) 前(1)以外の紙レセプト

療 養 の 給 付	保 険 者 の 種 別	請 求 点 580	決 定 点	一部負担金額 円			
	公費①	点	点	※課税(円)免除・支払額 円			
	公費②	点	点	円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

この明細書は、支払基金が、医療機関・薬局から提出された明細書について審査決定後、その請求に基づき作成したものです。